



RAKUWA
lecture of health

らくわ健康教室

2015年6月22日



ヘルパーの仕事って なあに？

～ ヘルパーをもっと身近に ～

洛和ヘルパーステーション坂本 係長 しみず ちひろ
介護福祉士 清水 千裕

発展、ともに前へ…
洛和会ヘルスケアシステム®

はじめに

2015（平成27）年、団塊世代がそろって65歳以上となり、日本の高齢者人口が約3,400万人に達します。国民の4人に1人が65歳以上の超高齢社会です。誰にでも加齢とともに記憶力の低下や筋力低下、腰痛悪化などが起こり、日常生活上の困りごとが大きくなっていきます。住み慣れた地域で、いつまでも元気で過ごせるよう、介護保険制度のもとでさまざまな支援が行われています。

高齢者に対する相談窓口

- 1 区役所・支所：
福祉介護課、支援課・保護課
- 2 民生委員・老人福祉委員
- 3 高齢サポート（地域包括支援センター）



介護保険の対象となる方

第1号被保険者

65歳以上の方。寝たきり・認知症などで、入浴・排せつ・食事などの日常生活動作に介助が必要な方。家事などの日常生活行為に支援が必要な方。

第2号被保険者

40歳以上65歳未満で、医療保険に加入されている方のうち、初老期における認知症・脳血管疾患など老化に伴う病気（特定疾病）が原因で介護・支援が必要な方。



介護認定の申請

介護サービスを受ける場合は、役所に申請して、要介護認定を受ける必要があります。申請は、ご本人またはご家族が役所で直接行う場合と、代行申請があります。代行申請は、高齢サポート（地域包括支援センター）や指定居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）、介護保険施設が行います。

申請がなされると、役所の担当課による訪問調査が行われ、調査結果とかかりつけ医の意見書をもとに介護認定審査会による審査・判定が行われます。その結果、支援が必要と判断されれば、要支援1・2または要介護1～5の7段階で要介護認定が行われます。

訪問介護事業所に依頼

要介護認定がおりたあと、利用者さま側からケアマネジャーを通じて、ヘルパーステーション（訪問介護事業所）にヘルパー派遣の依頼が入ります。

利用者さまの生活状況や身体状況、ご希望の支援内容や希望曜日・時間などをお聞きして、ヘルパーを調整します。

ケアマネジャーとともに利用者さまのお宅を訪問し、生活状況を確認し、アセスメントに基づいて、必要に応じた計画内容やサービス内容を相互に確認します。

契約を交わし、サービス開始となります。





介護予防サービスとは

要支援1・2の方を対象に、自立した日常生活を営めるように支援するサービスです。さらに、要支援に認定されなかった方でも、地域支援事業による介護予防サービスを受けることが可能となりました。（詳細は、市町村の担当課などにお聞きください）

キーワードその1は「**自立支援**」です。ヘルパーがお手伝いすることで、ご本人の意欲を引き出し、自分でできることを増やし、自立した生活が送れるようサポートします。

具体的には…

「掃除機が重くて…」

→ヘルパーが掃除機をかけます。

「膝が悪くて床のふき掃除ができないの」

→ヘルパーがふき掃除を行います。

利用者さまには、掃除道具の準備や片付け、できる範囲の掃除などをさせていただきます。

キーワードその2は「**協働**」です。利用者さまの能力を最大限活用できるような方法によるサービスの提供を行います。

買い物に行くのが大変…

- 買い物リストの作成
- 購入品の片付け

協働

ヘルパーが買い物に行ってきます

介護サービスとは

要介護1～5の方が対象です。可能な限りご自宅で暮らすことを目標に、能力に応じ、自立した日常生活（入浴、排せつ、食事の介護）や、生活全般にわたる家事などの援助を行います。サービス内容は**身体介護**と**生活支援**に分かれます。

身体介護とは

身体に直接接触して行う介助です。そのための準備および後片付けも含まれます。また、日常生活を営むのに必要な機能向上などのための介助および専門的な援助を行います。

身体介護

- 排せつ
- 更衣介助（着替え）
- 移乗・移動（車いすなど）
- 食事介助など
- 清拭
- 足浴・手浴

このほか、デイサービスなどの送り出しや迎え入れ（着替え・身支度、持ち物確認、玄関までの移動）も行います。

生活支援とは

調理、洗濯、掃除など、家事の支援を受けなければ日常生活を営むのに支障が生じる場合に行うサービスです。利用できるのは、利用者さまが一人暮らしの場合や、ご家族に障がいや疾病がある場合、または障がいや疾病がなくても同様のやむを得ない事情により家事を行うことが困難な場合です。

生活支援

掃除・洗濯・買い物代行など

- 一般的な食事の準備や調理
- 生活必需品の買い物
- 薬の受け取り
- 洗濯や衣服の整理など

↓

基本的には利用者さまの身体へは触れない

訪問介護計画に位置づけられた、必要性のある援助

介護保険の対象とならないサービス

- 本人以外の部屋の掃除など、家族のための家事
- 庭の草むしりなど、ヘルパーが行わなくても日常生活に差し支えないもの
- 日常的に行う家事の範囲を超えるサービス(家具・電気器具などの移動、修繕、模様替え、大掃除など、普段はやらないような家事、正月・節句などの特別な手間をかけて行う調理)

これらの介護保険の対象とならないサービスをご希望の場合は、いわゆる「自費サービス」となります。別途ご契約の必要があります。

あるヘルパーの1日

あるヘルパーの勤務表から、ヘルパーの仕事をイラストでご紹介します。

時間	月	時間	時間	木	時間
7:00					
8:00		8:30~9:00			
9:00	A様	0:00			
9:00		9:00	生活援助:掃除・洗濯	15~10:15	1:00
10:00	B様	9:20~10:20		10:30~11:30	1:00
11:00	C様	10:50~11:50			
12:00	A様	12:00~13:00	1:00	11:30	
13:00					
14:00	D様	13:15~14:05	0:50		
15:00	F様	14:15~15:15	1:00		
16:00				15:15~	1:00
17:00	A様	15:30~17:30	2:00	17:30	1:00
18:00					
19:00					
20:00					
		7:20	6:00	0:00	4:45

1件目



オムツ交換・清拭・起床の介助

2件目



掃除・洗濯の支援

3件目



昼のオムツ交換・清拭・昼食の介助

移動は自転車やバイク、車などで行います。支援するだけでなく、利用者さまに支えられ、住み慣れた家で暮らせるお手伝いを続けています。

洛和ヘルパーステーション

洛和会ヘルスケアシステムは、京都市内や、津市内などにヘルパーステーションをもっています。ご利用をお待ちしています。

